

# 日本獣医学生協会 憲章

制定 2009年10月1日

## 前文

日本獣医学生協会は、全国獣医学生交流会を前身とし「獣医学生同士のつながり作りと、獣医学生のための情報、意見交換の場の提供」という理念を受け継ぐとともに、志高き獣医学生同士が集い切磋琢磨しあうことで、自ら獣医学生としての質の向上を図る、その機会を創出していくことを目的とする。そして日本の、ひいては世界の獣医学の発展に寄与できる人材へと自らを成長させ、さらに進んでは世界の平和とヒトを含むすべての動物の幸福へ貢献していくことが、日本獣医学生協会の設立理念である。

近年獣医師の職域は拡大の一途をたどり、それに伴い獣医師の担うべき社会的責務もより重大なものとなってきている。我々は、獣医師の職務を正確に理解し、またそこに存在する数々の問題の解決に向け、獣医学生間の交流を基盤に、社会で活躍される諸先輩方との交流も積極的に行い、同時に社会への発信も行う。

日本獣医学生協会は、これらの理念に基づき、この憲章を保持し、我々の目的を獣医学生の最大限の協働によって達成することを誓う。そしてこれらの理念のもとに集いあつた我々は将来の獣医師としての誇りと責任を自覚し、今求められる理想の獣医師像に自らを近づけていく努力を惜しまぬことをここに誓う。

## 第1章 総則

第1条 本会は日本獣医学生協会と称する。

英語表記は Japan Association of Veterinary Students、略称は JAVS とする。

第2条 本会の本籍地は会長の所属する大学に置く。

第3条 本会は獣医学生間の交流を促進し、

獣医学生自らの質の向上と、獣医学の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の非営利事業を行う。

- (1)全国獣医学生交流会
- (2)本会による企画の実施ならびに運営
- (3)その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条 本会は、本会における理念に賛同する協会員により構成する。

第6条 本会の協会員は、次の2種とする。

- (1)会員
- (2)賛助会員

## 第2章 会員

第7条 会員は本会の理念に賛同し、本会への入会を希望する、以下の各号のいずれかに該当する個人とする。

[SEP] (1)日本国内の大学において正規の獣医学課程を専攻している大学生

[SEP] (2)日本国籍を有し、日本国外における大学において正規の獣医学課程を専攻している獣医学生

[SEP] (3)別に定める審査を経て、本会の会員となるにふさわしいと判断された者

第8条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会手続きを行うものとする。

第9条 会員は、本会の事業に関する様々な利益を享受する権利と総会に出席し議決に参加する権利を有する。

また、役員および局員は、会員の権利を有し、総会に出席する義務を負う。

第10条 第7条(1)に該当する会員は、大学支部に所属するものとし、支部会員と称する。

第11条 会員は、別に定める会費を納入する義務を負う。

第12条 会員は、別に定める退会手続きをして、任意に退会することができる。

第13条 会員が以下の各号のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

(1)退会手続きを行ったとき

(2)会費を滞納したとき

[SEP] (3)本人が第7条に定める条件に該当しなくなったとき

(4)本人が死亡したとき

第14条 会員が以下の各号のいずれかに該当するに至ったとき、別に定める手続きを経て、

幹部会は除名することができる。

(1)この憲章に違反したとき

[SEP] (2)本会の名誉を傷つける行為、または理念に反する行為を行ったとき

(3)所属する大学・組織によって、該当者が除籍されたとき

## 第3章 賛助会員

第 15 条 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会を希望する個人または団体とする。

第 16 条 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会手続きを行うものとする。

第 17 条 賛助会員は、別に定める会費を納入する義務を負う。

第 18 条 賛助会員は、別に定める退会手続きをして、任意に退会することができる。

第 19 条 賛助会員が以下の各号のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

〔1〕 (1)退会手続きを行ったとき

〔2〕 (2)本人が死亡、または会員である団体が消滅したとき

(3)会費を滞納したとき

第 20 条 賛助会員が以下の各号のいずれかに該当するに至ったとき、別に定める手続きを経て、

幹部会は除名することができる。

〔1〕 (1)この憲章に違反したとき

(2)本会の名誉を傷つける行為、または理念に反する行為を行ったとき

〔3〕 (3)その他、本会の賛助会員としてふさわしくない行為を行ったとき

#### 第 4 章 機関

第 21 条 本会は目的達成のために次の機関をおく。

(1)総会

(2)幹部会

(3)支部長会

(4)役員会

(5)大学支部

(6)ブロック

(7)総務局

(8)事務会計局

(9)外務局

(10)IVSA-J 局

(11)会計監査局

(12)委員会

(13)運営対策室

## 第 5 章 役員

第 22 条 本会に次の役員を置く。

〔1〕 (1)幹部

(2)支部長

(3)ブロック統括

第 23 条 幹部は、第 7 条(1)に該当する会員の中から、総会において選任する。

第 24 条 幹部は 5 人以上 10 人以内とする。

このうち 1 人を会長、1 人を総務局長、1 人を事務会計局長、1 人を外務局長、1 人を IVSA-J 局長とする。

また、必要に応じて、幹部から副会長を置くことができる。

ただし、休止中の局に限っては局長は必要ない。

第 25 条 会長の選任は幹部の互選とする。

第 26 条 副会長、総務局長、事務会計局長、外務局長および IVSA-J 局長の選任は幹部の互選とする。

第 27 条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

第 28 条 幹部は、この憲章の定めならびに幹部会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

第 29 条 支部長およびブロック統括は、幹部を兼務することはできない。

第 30 条 支部長は、各大学支部に 1 名ずつとする。

第 31 条 支部長は、各大学の支部会員の互選とする。

第 32 条 ブロック統括は、北・東・西・南の各ブロックに 1 名ずつとする。

第 33 条 ブロック統括は、前任者による任命または各ブロックに所属する支部会員の互選とする。

第 34 条 役員任期は 1 年とし、再任を妨げないものとする。

第 35 条 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を代行する義務を負う。

第 36 条 役員が以下の各号のいずれかに該当するに至ったとき、別に定める手続きを経て、解任することができる。

(1)職務の続行が不可能となったとき

(2)役員としてふさわしくない行為があったとき

第 37 条 役員が定数を欠いたとき、別に定める手続きを経て、これを遅滞なく補充しなくてはならない。

第 38 条 補充のため就任した役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第 39 条 役員は、幹部会の承認によって、その職務の執行のために要した費用について、その一部もしくは全額が補償される。

## 第 6 章 局員

第 40 条 会員の中で第 21 条に示すいずれかの局に所属する者を、局員と称する。

第 41 条 局員は、本会の運営に主体的に関わる者であり、また局内に設置されるいずれかの役職に就く義務を負う。

## 第 7 章 総会

第 42 条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

第 43 条 総会は、会員によって構成される、本会の最高議決機関である。

第 44 条 総会の議決事項は以下の通りとする。

(1)憲章の改定

〔附〕 (2)解散

(3)幹部の選任

〔附〕 (4)その他本会の運営に必要な事項

第 45 条 通常総会は、年に 1 回開催する。

第 46 条 臨時総会は、以下の各号のいずれかに該当するに至ったときに開催する。

(1)幹部会または支部長会が必要と認め、召集の請求をしたとき

(2)役員および局員の総数の 3 分の 1 以上から、総会の目的である事項を明記した書面をもって召集の請求があったとき

第 47 条 総会は、会長が召集する。

第 48 条 総会の議長は、別に定める手続きを経て、

その総会において出席した役員あるいは局員の中から選出する。

第 49 条 総会は、役員および局員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 50 条 総会の議事は、この憲章に規定するものの他は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長がこれを決する。

第 51 条 役員、局員および会員の表決権は、平等なるものとする。

第 52 条 総会に出席できない会員は、別に定めるところにより、

事前に表決または他の会員を代理人として委任することができる。

第 53 条 第 52 条に基づき表決した役員および局員は、第 49 条および第 50 条の適用について、総会に出席したものとみなし、第 9 条の義務に反しないものとする。

## 第 8 章 幹部会

第 54 条 幹部会は、幹部をもって構成する、本会の総会に次ぐ議決機関である。

第 55 条 幹部会は、この憲章で定めるものの他、次の事項を審議する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会にて議決した内容の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を必要としない、本会の業務の執行に関する事項

第 56 条 幹部会は、以下の各号のいずれかに該当するに至ったときに開催する。

(1)会長が必要と認めたとき

(2)幹部の4分の3以上から、召集の請求があったとき

第57条 幹部会は、会長が召集する。

第58条 幹部会の議長は、会長がこれに当たる。

第59条 幹部会は、幹部数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

第60条 幹部会の議事は、出席した幹部の過半数を持って決し、可否同数のときには、議長がこれを決する。

第61条 やむを得ない理由のために幹部会に出席できない幹部は、別に定めるところにより、  
事前に表決することができる。

第62条 第61条に基づき表決した幹部は、第59条および第60条の適用について、幹部会に  
出席したものとみなす。

第63条 幹部会は別に定める特定の役職者に対して、局員と同等の義務および権利を与えることができる。

## 第9章 支部長会

第64条 支部長会は、支部長をもって構成する。

第65条 支部長会は、幹部会での議決事項を審議し、支部長会の議決をもって幹部会に再審を  
請求することができる。

第66条 支部長会は、支部長の4分の1以上から、召集の請求があったときに開催する。

第67条 支部長会は、支部長数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第68条 支部長会の議事は、出席した支部長の過半数を持って決する。

第69条 やむを得ない理由のために支部長会に出席できない支部長は、別に定めるところにより、  
事前に表決することができる。

第70条 第69条に基づき表決した支部長は、第66条および第67条の適用について、支部長会に  
出席したものとみなす。

## 第10章 役員会

第71条 役員会は、会長、副会長、支部長、ブロック統括をもって構成する。



第 72 条 役員会は、幹部会での議決事項を知ることができ、幹部会から意見を求められた場合に意見することができる。

第 73 条 やむを得ない理由のために役員会に出席できない役員は、別に定めるところにより、事前に意見することができる。

## 第 11 章 大学支部

第 74 条 大学支部は、日本国内において正規の獣医学課程を有する大学に設置し、第 7 条(1)および第 10 条に該当する支部会員をもって構成する。

第 75 条 大学支部は、本会の目的達成のための活動を主体的に行う。

第 76 条 第 31 条によって選任された支部長は、大学支部内での本会の活動を総理する。

## 第 12 章 ブロック

第 77 条 正規の獣医学課程を有する大学を地方毎で 4 つに区分し、それぞれを北・東・西・南ブロックと呼称するものとする。

第 78 条 第 74 条において定める大学支部は、上記のブロックの中の 1 つに必ず属するものとする。また、大学支部を構成する支部会員もこれに準ずる。

第 79 条 ブロックは、所属する大学支部間の交流・意見交換の場を提供する活動を行う。

第 80 条 第 33 条によって選任されたブロック統括は、所属ブロック内での本会の活動を総理する。ただし、委員会によって企画立案されるものは除く。

## 第 13 章 各局

第 81 条 第 7 条(1)に該当する会員は、会計監査局を除き、各局局长の任命によって、各局局員となることができる。

第 82 条 総務局は、総務局員によって構成され、本会の維持・向上に関する業務を行う。

第 83 条 事務会計局は、事務会計局員によって構成され、本会の事務会計業務および会員の管理を行う。

第 84 条 外務局は、外務局員によって構成され、本会の渉外および広報業務を行う。

第 85 条 IVSA-J 局は、IVSA-J 局員によって構成され、International Veterinary Students' Association(IVSA)の日本支部として、業務を行う。

第 86 条 会計監査局は、中立の立場から、本会の会計ならびに財産状況の監査を行う。

#### 第 14 章 会計監査局

第 87 条 会計監査局は、会計監査局員 1 名以上により構成される。

第 88 条 会計監査局員は、第 7 条(1)に該当する会員の中から、総会において選任する。

第 89 条 会計監査局員は、役員を兼務することはできない。

第 90 条 会計監査局員は、本会の運営における、会計上の事務に直接的に携わることはできない。

第 91 条 会計監査局は、第 86 条に基づき行われた監査の結果、不正の行為、または憲章に違反するなど重大な事実を発見した場合、これを総会において報告する義務を負う。

#### 第 15 章 委員会

第 92 条 委員会は、以下の各号のいずれかに該当するに至ったときに設置する。

①(1)幹部会が必要と認めたとき

①(2)会員 3 名以上から請求があり、かつ幹部会が認めたとき

第 93 条 会員はみな平等に、別に定める手続きをして、委員会に所属することができる。

第 94 条 委員会は、委員とは別に顧問を置くことができる。

#### 第 16 章 運営対策室

第 95 条 運営対策室は会長の管轄とする。

第 96 条 運営対策室長は、第 7 条(1)に該当する会員の中から、総会において選任する。

第 97 条 第 7 条(1)に該当する会員は、運営対策室室長の任命によって、運営対策室室員となることができる。

第 98 条 運営対策室は、運営対策室室員によって構成され、第 21 条に定める機関のうち、

会計監査局を除く機関の運営改善に関する業務を行う。

## 第 17 章 憲章の改正および解散

第 99 条 本憲章の改正は、総会において、役員および局員の総数のうち 3 分の 2 以上の賛成によって決する。

第 100 条 本会の解散は、総会において、役員および局員の総数のうち 4 分の 3 以上の賛成によって決する。

## 第 18 章 細則・補則の制定

第 101 条 この憲章に必要な細則は、幹部会の議決を経て、会長がこれを定める。

第 102 条 本会が別に定める規則は、当該機関が協会員に公布・施行する義務を負う。

## 附則

1.この憲章は、本会の設立の日より施行する

2.本会の設立当初の会長は、次に掲げる者とする

会長 寺内 宏光 (日本大学)

3.本会の設立当初の役員の任期は、第 34 条にかかわらず、2000 年 9 月 30 日までとする。

4.本会の設立当初の会計監査局員は、第 88 条にかかわらず、幹部会において選任する

(2011 年 8 月 28 日一部改正)

5.この憲章は、2011 年 10 月 1 日より施行する

6.この憲章の施行当初の会長は、次に掲げる者とする

会長 中田 北斗 (北海道大学)

(2012 年 9 月 2 日一部改正)

7.この憲章は、2012年10月1日より施行する

8.この憲章の施行当初の会長は、次に掲げる者とする  
会長 貝沼 大樹（山口大学）

（2013年8月25日一部改正）

9.この憲章は、2013年10月1日より施行する

10.この憲章の施行当初の会長は、次に掲げる者とする  
会長 勝山 友梨奈（日本獣医生命科学大学）

（2014年9月7日一部改正）

11.この憲章は、2014年10月1日より施行する

12.この憲章の施行当初の会長は、次に掲げる者とする  
会長 大関 雄大（山口大学）

（2015年9月5日一部改正）

13.この憲章は、2015年10月1日より施行する

14.この憲章の施行当初の会長は、次に掲げる者とする  
会長 大西 慶子（山口大学）

（2016年9月6日一部改正）

15.この憲章は、2016年10月1日より施行する

16.この憲章の施行当初の会長は、次に掲げる者とする  
会長 山崎 智輝（日本獣医生命科学大学）

（2017年9月16日一部改正）

17.この憲章は、2017年10月1日より施行する

18.この憲章の施行当初の会長は、次に掲げる者とする  
会長 卷淵 野枝理(東京農工大学)

(2018年9月3日一部改正)

19.この憲章は、2018年10月15日より施行する

20.この憲章の施行当初の会長は、次に掲げる者とする  
会長 藤田 滋(日本大学)

(2019年8月31日一部改正)

21.この憲章は、2019年10月11日より施行する

22.この憲章の施行当初の会長は、次に掲げる者とする  
会長 四月朔日 周(北海道大学)